

平成27年11月定例会

請願・陳情文書表

鳥 取 県 議 会

目 次

陳 情 の 部

陳 情 一 覧 表.....	1
総務教育常任委員会.....	7
福祉生活病院常任委員会.....	1 1
地域振興県土警察常任委員会.....	1 5

陳 情 一 覧 表

総務教育常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
総 27年－ 28 (27. 10. 8)	議 会	地方自治法第99条の改正を求める意見書の提出について	倉吉市 個人	
総 27年－ 29 (27. 10. 29)	総 務	マイナンバーの慎重かつ厳正な取り扱いについて	倉吉市 個人	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 27年ー 31 (27. 11. 25)	生活環境	「星空のツリー」の実現について	まちづくりグループ 未来をぼくらの手で鳥取	
福 27年ー 32 (27. 11. 30)	生活環境	犬猫など愛玩動物の殺処分数縮減について	倉吉市 個人	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
地 27年- 27 (27. 9. 18)	地域振興	名護市辺野古への新基地建設凍結と地方自治の尊重、 国民的議論の推進を求める意見書の提出について	反核・平和の火リレー鳥取県実行委員会	
地 27年- 30 (27. 10. 29)	地域振興	米軍普天間飛行場の沖縄県名護市辺野古への移設に関 連し、住民の民意を尊重すべきことを求める意見書の 提出について	倉吉市 個人	

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
27 年 - 28 (27.10. 8)	議 会	地方自治法第 9 9 条の改正を求める意見書の提出について ▶陳情の理由 地方議会から国への「意見書」の提出については、地方自治法（以下「法」という。）第 99 条が規定し、公益に関する事項などについて、地方議会は国（衆参両院・大臣・首相等）に書面にて意見を表明することができる。これは、住民からの請願や陳情、議員発議などにより拾い上げた住民の意見や要望を、国政に届けるきわめて重要な手段である。議会の総意として、議会名ないし議長名で発出される文書である以上、その重要性については、言及すべくもない。 しかしながら、この意見書については、たとえば国会の衆参両院に対するものにあつては、所管の委員会に参考配布はされるものの、それについて審議・審査をなすべきことまで法定されておらず、意見書について一切話し合われる事無く、「受け取ったら受け取ったまま」とされる事もありえ、事実上、この「意見書」のシステムが形骸化しているといわざるをえない。意見書について、どのように処理をなしたかの回答義務も法定されていないため、地方議会側からすれば、「せっかく出したのに、なんのために意見書を出したのか」となってしまう。 ついては、地方議会からの意見書について、それをきちんと審議ないし審査し、その結果を地方議会側に、誠実に文書回答をなすべきことについて、法第 99 条に明記がなされるべく、貴議会において、意見書の提出を賜りたい。 ▶陳情事項 法第 99 条（地方議会から国への意見書の提出に係る規定）について、条文の付加・改正をすることを求める意見書の提出をお願いするもの。	個人 (倉吉市)	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

27年－29 (27.10.29)	総 務	マイナンバーの慎重かつ厳正な取り扱いについて ▶陳情の詳細 マイナンバー制度が始まってしまった。ヒトである我々に、まるで管理された動物のごとく番号を振られる。税と社会保障分野などでの円滑な運用のためだと言われるが、番号と、他の情報が結びつけば簡単に個人情報となりえ、漏洩のリスクが大きく、その管理は、行政各部において、慎重かつ厳格になされなければならない。 全国各地では、市民に発行した住民票に、誤って番号が記載されたケース（茨城県取手市）や、マイナンバーの記載された証明書が、別人に交付されたケース（横浜市）など、多くの漏洩事案が報告されている。国民として、不安に思う人も多いだろう。 目隠して覆われているわけでもなく、ナンバーを見るのにパスワードが必要なわけでもない。このような不完全な状態で、国民的コンセンサスが得られていないまま制度を始めてしまった国については、糾弾されなければならない。各市町村・各都道府県の担当部局は、それはもう、制度開始に間に合わせるため、大変だったことと思う。 やはり、ヒトが作業する以上、ミスはどうしても起きてしまう。そのミスをして大丈夫なように、二重のロックをかけるなど、なされているべき保護措置がとられていないため、このようなことが起きてしまうのである。 ところで、厚生労働省のマイナンバー関連のシステム設計業務委託の入札にあたっては、その室長補佐が収賄をしていたとも報じられている。企画コンペ方式の随意契約において、業者選定に影響力を行使できる者の不正である。報道によれば、本来は国の担当部局が準備すべき仕様書を、受注を望んでいた入札業者に作らせていたという。このようなことがあると、やはり、「マイナンバーも、利権とか特定産業を潤すための国策だったのではないか」との批判があってもやむをえない。 これからこの制度が永続的に続くかどうかは不明だが、少なくとも暫定的措置として、鳥取県においても、マイナンバー制	個人 (倉吉市)	
----------------------	-----	--	-------------	--

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		度につき、漏洩防止の措置をとられ、慎重かつ適切な対応がなされるべきである。国においても同様であり、この旨、意見書の提出を賜りたい。また、可能であるならば、仮に漏洩事案が起きた場合については、当該自治体のみならず、国も、個人に対し、自治体と連帯して、一定額の賠償をなすべきことについても、意見書に追加願いたい。 ▶陳情事項 主位的陳情事項として、マイナンバー制度につき、鳥取県において慎重かつ厳正な対応をなされるべきことをお願いしたい。また、同旨について、国に意見書の提出をすることをお願いしたい。また、追加的・副位的陳情事項として、仮に漏洩事案が起きた場合については（特に法定受託事務の場合）、当該自治体のみならず、国も、個人に対し、市町村と連帯して、一定額の賠償をなすべきことについても、意見書に追加願いたい。		
--	--	---	--	--

総務教育常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
27 年－ 31 (27. 11. 25)	生活環境	「星空のツリー」の実現について ▶陳情趣旨 現在、鳥取の海を思わすイルミネーション「青きジオの世界」が鳥取市の主催で行われているが、もし計画が中止となっていなければ「星空のツリー」が鳥取の夜に見られるはずであった。しかし、「星空のツリー」計画は鳥取県内の組織及び団体ではない NPO「国際ダークスカイ協会」東京支部による生態系や天体観測の阻害などを懸念する表明文や、県内外の反対によって、今年 5 月 29 日に鳥取市は計画の中止を発表した。 確かに、当初出された「星空のツリー」計画は、そのイベント開催期間が 10 月 31 日から翌年の 1 月 3 日の 65 日間であることや環境に負荷を及ぼすことに対する還元手段や方法がないことから、光害を懸念して環境保護団体や市民からの反対が寄せられる事は必至であっただろう。しかしながら、鳥取市は計画自体を取りやめて白紙にする必要はなかったと考える。まず今回、このような反対が寄せられたのは、主催者の鳥取市が市民に対する情報公開を怠った事があげられる。反対され計画が中止されるまでに「星空のツリー」について情報発信がなされた情報は、開催期間・会場の場所・観覧料金・星空のツリーについての簡単な説明である。環境に関する様々な情報や、星空のツリーを実施する明確な時間帯について情報発信がなされなかった事は反対の声を増やす一因となったであろう。次に反対が寄せられた理由として、環境に配慮していないと言わざるを得ない開催期間の長さではないか。限られた時間帯とはいえ、65 日間も光を投射することになれば、生態系への悪影響を及ぼす事は明らかである。「星空のツリーを実施する」と公に発表した以上、主催である鳥取市にはこれらの問題点を踏まえて、再度、計画を作り直して環境にも配慮したよりよい「星空のツリー」を実現する事に尽力するべきであった。しかし鳥取市は、鳥取県内でない団体からの表明文や鳥取県外からの反対意見を重視し「星空のツリー」計画を白紙にしてしまった。多くの鳥	まちづくりグループ未来をぼくらの手で 鳥取	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		取県民や市民がこの「光のツリー」を楽しみにしていたのに、それを安易に取りやめることは無責任であると言える。また、この「星空のツリー」計画はより集客性が高く商品化しやすいイベントとして審査において満場一致という高い評価をされて決定された計画から、実際に行えば経済効果は今開催されているイベントよりもずっとあったと言える。「星空のツリー」という確実に話題性に富んだ媒体を使えば、鳥取県により多くの観光客を呼び込め、秋季から冬季の鳥取県の観光収入を通常より大きく上回ることが可能であったのに、それを取りやめることは甚だ勿体無い事である。加えて、「星空のツリー」計画で問題となった光害についても、「星空のツリー」で得られた収益で、今後の光害防止費に充てたり鳥取砂丘の環境保全費に充てたりする事で、還元という形で問題を解決することが可能であったと言える。 以上から、「星空のツリー」がにより多くの観光客を呼び込む手段であったり秋季冬季の観光収入を増加させたりするなどの好影響をもたらす計画であるのにも関わらず、この計画を進める事が出来なかった鳥取市に代わって、鳥取県には計画の主催となって、「星空のツリー」実現を強く進めて欲しいと願い、陳情した次第である。 ▶陳情事項 一、鳥取市が当初主催していた「星空のツリー」計画について、鳥取県が主催となり「星空のツリー」を 2016 年に砂の美術館の展望広場で実現していただきたい。 二、星空のツリーについては、当初予定されていた、10 月 31 日から年明けの 1 月 3 日までではなく、環境に配慮してクリスマスシーズンである、2016 年 12 月 3 日、4 日、10 日、11 日、17 ～ 26 日で行い、また光の強さを含め、光を照らす時間も生態系や環境に最大限に配慮して午後 8 時 30 分から 9 時 00 分で実施していただきたい。 三、「星空のツリー」で得られた利潤の一部は、鳥取県の光害防止費用や鳥取砂丘周辺の環境保全費用に支出し、イベントで発生した環境負荷を還元していただきたい。	
--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

27 年－ 32 (27. 11. 30)	生活環境	犬猫など愛玩動物の殺処分数縮減について ▶陳情理由 鳥取県の平成 26 年度における犬の収容・引取り頭数は 250 頭（うち、傷病、死体収容などの「保護」14 頭）で、前年度（320 頭）からは減少している。収容数については一貫して減少傾向にあるものの、このうち所有者や、所有者ではないが引き受け手が見つかって返還となったのは計 27 件で、その割合は、総数からすれば 1 割ほどに満たない。残りは、笑気ガスなどにより安楽死させられており、檻の中で、そのときを待っている現状である。彼らはおびえながら人間を見ているそうである。非常にかわいそうである。 本来義務のはずの狂犬病予防摂取率は 7 割台と、こちらも動物や人間双方のために向上させる必要があり、場合によっては公費でこれを行うことも必要だと思われる。 上記に共通して、本来、動物を飼うからには、飼い主が責任を持たなければならない。しかし、無責任な飼い主によって、飼育が放棄され、飼い主が見つからなければ安易に捨ててしまう現状もある。これには、後発的事由による経済的な理由もあるのかもしれないが、それなら自分で次の飼い主を見つけるべきだし、そもそも飼う力の無い場合には動物を飼うのを控えるべきである。 公教育における動物（犬、猫、馬など）とのふれあいの時間の確保などで、児童生徒のころから動物愛護の気風を醸成することが必要と思われ、学校の教育現場での実施を賜りたい。 一方、動物病院における医療費は、いわゆる自由診療で高額となり、重大な病気の場合、その医療費が何十万円になることもあり、保険加入率が低いことも考えると、医療費の低額化や、保険加入率向上など、動物の医療を身近にして、県民と動物が共生できる豊かな社会が構築されることが好ましい。 県は平成 26 年度から、公益財団法人動物臨床医学研究所「アミティエ」と連携し、県の動物愛護センター機能を一部委譲するなど、動物愛護の取組を推進されているところであるが、さらなる取組強化をお願いするべく、本陳情を提起するものである。	個人 (倉吉市)	
----------------------------------	-------------	---	---------------------	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

		▶陳情事項 鳥取県における、犬や猫など愛玩動物の殺処分数を減少させるため、陳情の理由のとおり、抜本的な対策をとること。		
--	--	---	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
27 年 - 27 (27. 9. 18)	地域振興	名護市辺野古への新基地建設凍結と地方自治の尊重、国民的議論の推進を求める意見書の提出について ▶陳情趣旨 沖縄では昨年行われた名護市長選挙、沖縄県知事選挙、衆議院議員選挙と、一貫して名護市辺野古への新基地建設に反対する民意が示された。こうした状況に対して「肅々と」建設を進めていく日本政府の姿勢には納得しがたいものがある。日本国憲法第8章において地方自治は保障されており、政府には住民を代表する首長・自治体議会の意見を最大限に尊重する姿勢が求められる。 辺野古新基地建設について、政府には選挙で示されている沖縄県内の民意を尊重し建設工事を凍結したうえで、地元の声を反映する政策決定をすることと、基地移設に関する国民的な議論を平行して行うことを強く望む。 前述した憲法第8章の中でも第95条では「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と定められている。辺野古への新基地建設は国政上重要な事項であると同時に、地元住民の生活にも多大な影響を及ぼす。そこで、国会において辺野古への基地建設に関わる特別法制定の議論を行い、住民投票によって沖縄県、そして名護市の民意を問うことで国と沖縄の意見を整合させ、地元の声を国政の決定に活かし、不信感を払拭していく必要があると考える。 また、基地の移設に関する国民的関心は未だに低く、沖縄への基地固定を前提とした声があまりに大きいことも問題である。米海兵隊は航空・陸上・後方支援の各部隊を一体運用する海兵空地任務部隊（MAGTF）という編制をとっている。2012年、当時の森本防衛大臣はこのMAGTFについて、「沖縄とい	反核・平和の火りレー鳥取県実行委員会	

地域振興県土警察常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

		う地域でなければならないのかというと、地政学的に言うと、私は沖縄でなければならないという軍事的な目的は必ずしも当てはまらない。」「政治的に許容できるところが沖縄にしかない。」「だから、簡単に言ってしまうと、『軍事的には沖縄でなくても良いが、政治的に考えると、沖縄がつまり最適の地域である』と、そういう結論になると思います。」即ち、他の地域に押し付けることができないから沖縄に置いておくという状況が続いていると言える。しかし、沖縄に存在する海兵隊は1950年代半ばまでは日本本土に駐留していたものを、日本国民から不可視化させるために沖縄へと移転させたという経緯がある。沖縄の問題として片づけられてきた米軍基地問題はまさに日本全体の問題であり、「まず沖縄ありき」という考えを排除した、移設先に関する国民的議論を行うことが必要である。 このような趣旨に基づき、以下の内容で陳情する。この陳情の趣旨を理解いただき、善処するようにお願い申し上げる。 ▶陳情事項 辺野古新基地建設に関して、以下の3点を明記した意見書を日本政府各機関に提出すること。 1、名護市辺野古への新基地建設工事を当面の間凍結すること。 2、新基地建設を継続する際には、辺野古への基地建設に関わる特別法の制定によって対応し、制定の是非を問う住民投票の結果を尊重すること。 3、米軍基地問題を沖縄に固定化させず、県外・国外への移設を念頭に置いた国民的な議論を国会等ですすめること。	
27年－30 (27. 10. 29)	地域振興	米軍普天間飛行場の沖縄県名護市辺野古への移設に関連し、住民の民意を尊重すべきことを求める意見書の提出について ▶陳情の詳細 米軍普天間飛行場（宜野湾市）問題について、まず、簡単に経緯を振り返る。戦後、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の第6条及び日米地位協定に基づき、米軍が、「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平	個人 (倉吉市)

地域振興県土警察常任委員会・陳情

		和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される」として、日本に駐留することとなった。 しかし、1995 年の沖縄米兵による少女暴行事件、2004 年の沖縄大米軍ヘリ墜落事件などを契機に、米軍の駐留に対する反対論が高まり、政府は移転先を辺野古（名護市）周辺として絞り、かつグアムへの海兵隊の機能移転も含めて検討していたものである。2013 年、仲井真前知事は、埋め立てを承認したが、県議会はこれを公約違反として知事の辞任を求める決議が可決された。 その後、辺野古沿岸部への移設に反対する翁長雄志知事が選挙に勝った。これが民意である。しかし、彼が埋め立て承認を取り消したことに對し、石井啓一国土交通相が 10 月 27 日、処分の一時的執行停止を決めた。そもそも知事を取り消し処分の執行停止の根拠となった行政不服審査法は、一般国民の権利を守るためのものだ。防衛省（沖縄防衛局）が同じ内閣の一員である国交相に審査を請求したのは、身内が身内に甘い審査をしたものといわれても仕方が無い。 また、移設計画で、国が進める工事を環境アセスメント面から監視する専門家委員会の委員 3 人が、就任決定後の約 1 年間に、移設事業を受注した業者から計 1100 万円の寄付金を受けていた、他の 1 委員は受注業者の関連法人から報酬を受領していた旨、朝日新聞によりスクープされている。辺野古移設は、もう、正当性を失っている。地元住民の声を聞かず、はじめに辺野古ありきで、強権的に話を進める政府の姿勢には、怒りを覚える。 この問題は、単に、迷惑施設をどこにもって行けばいいかというものではない。沖縄・普天間が、これまで、この施設を受け入れてきた事は奇跡に近い。うるさい、危ない施設が、いつ鳥取県に来てしまうかわからない。「人口少ないし、空き地が多いし、ここなら適当だ」「よし、境港の美保基地を使おう」など言い出すかもしれない。こうやって、自分の立場に立って考えれば、嫌だと思う。 貴議会において、沖縄の民意を尊重すべきことについて、国	
--	--	---	--

地域振興県土警察常任委員会・陳情

		に対し、意見書の提出を賜りたい。 ▶陳情事項 日本国政府に対し、米軍普天間飛行場移設について、移設先である沖縄県名護市辺野古の移設に反対する地元住民の民意を尊重すべきことについて、議会として、意見書の提出を求めたい。		
--	--	---	--	--

地域振興県土警察常任委員会・陳情